農業振興地域整備計画見直しの概要

１　計画見直しの趣旨

農業振興地域整備計画とは、農業振興地域の整備に関する法律（昭和 44 年法律第 58 号）第８条に基づき、農業振興地域内の土地利用をはじめとして、農業振興に関する施策を計画的に推進するために、以下に挙げる事項について市町村が定める計画である。

国の農用地等の確保に関する基本指針、県の農業振興地域整備基本方針等の内容を踏まえるとともに、社会経済情勢の変化などに的確に対応するため、農業振興施策に関する計画や農業振興地域内の農用地区域等の見直しを行う。

農業振興地域整備計画

- 農用地利用計画（土地利用に関する計画）
- 農業振興施策に関する計画（マスタープラン）

２　計画の概要

(1) 農用地利用計画（土地利用に関する計画）

①　農用地区域の設定方針

ａ～ｃに該当する農用地について農用地区域を設定する。

ａ　集団的に存在する農用地（おおむね 10ha 以上の集団的な農用地）
ｂ　土地改良事業又はこれに準ずる事業（防災事業等を除く）の施行区域内にある農用地
ｃ　農業の振興を図るため、農業上の利用を確保することが必要である農用地

※ただし、次の農用地については農用地区域には含めない。
(a) 集落内に介在する農用地
(b) 自然的な条件等からみて、農業の近代化を図ることが相当でないと認められる農用地
(c) 集落周辺の農用地や市街化区域の接点及び道路沿いで市街地等として開発が見込まれる農用地

②　農用地区域変更の検討状況

- 平成 30 年 7 月時点農用地区域面積（見直し前）　**4,495ha**
  - 面積の精査、修正等　＋278ha
  - 農用地区域への編入予定　＋ 27ha
  - 農用地区域から除外予定　－413ha
- 平成 30 年 12 月見込農用地区域面積（見直し後）　**4,387ha**

＜内訳＞

変更の内容	面積(ha)	備考
農用地区域への編入	**27**	・変更申出有（秋保野尻地区、大倉日向地区）
農用地区域からの除外	**413**	（１）見直し検討基準に該当　405ha 内訳　① まとまりなし　218ha ② 集落等介在　3ha ③ 現況非農地　184ha
		（２）農用地利用計画の変更申出 申出件数　119ha　46 件 内訳　① 見直し検討基準に該当　50ha　26 件 ※（１）①として集計 ② 見直し検討基準に該当無 ア）５要件該当　8ha　8 件 イ）除外×　61ha　12 件

※参考：農業振興地域の変更

- 平成 29 年 12 月時点農業振興地域面積　9,397ha
  - 市街化区域編入　－ 10ha
- 平成 30 年 6 月時点農業振興地域面積（見直し前）　9,387ha
  - 面積の精査、修正等　＋1,507ha
  - 農業振興地域の拡大予定　＋ 67ha
  - 農業振興地域の縮小予定　－ 99ha
- 平成 30 年 12 月見込農業振興地域面積（見直し後）　10,862ha

(2) 農業振興施策に関する計画

①　農業生産基盤の整備開発計画

・秋保野尻地区や大倉地区のほ場整備（区画整理）や農道整備、農業用用排水施設の整備など、今後必要と見込まれる農業生産基盤の整備に関する事業

②　農用地等の保全計画

・愛子地区や秋保地区のため池改修など、今後必要と見込まれる農用地等の保全のための基盤整備に関する事業

③　農業経営の規模の拡大及び農用地等の農業上の効率的かつ総合的な利用の促進計画

・「農業経営基盤の強化の促進に関する基本的な構想」（以下「基本構想」という。）の改正内容との整合性を図り修正

・認定農業者等の目指すべき農業経営の指標等

④　農業近代化施設の整備計画

・岩切地区や宮城地区のミニライスセンターなど、今後整備が見込まれる共同処理加工施設等

⑤　農業を担うべき者の育成・確保施設の整備計画　及び
⑥　農業従事者の安定的な就業の促進計画

・現在本市で実施している担い手育成に向けた取り組みの内容等
（基本構想の改正内容と整合を図る）

⑦　生活環境施設の整備計画

・農村地域の良好な生活環境を確保するための取組み